
プロジェクト **法人税等会計基準等の改正について**

項目 **第 483 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 483 回企業会計基準委員会（2022 年 7 月 19 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

II. 税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）

税金費用の計上区分についての原則

（対象となる取引の範囲についてのコメント）

2. その他の包括利益に課税される取引に該当するか否かは、最終的には個別の判断によるものとするが、その取引の具体例を示すことは、利用者の参考になると考えられる。

複数の区分に関連することにより、株主資本又はその他の包括利益に計上する金額を算定することが困難な場合の取扱い

（対象範囲についてのコメント）

3. 株主資本又はその他の包括利益に計上する金額を算定することが困難であるかどうかの特別な判断基準はないという理解でよいか、というコメントに対して、例外的な取扱いを適用できるか否かは「株主資本又はその他の包括利益に計上する金額を算定することが困難である場合」などを要件にして判断することとしている、という対応案は、コメントの回答になっておらず、当該対応案について見直しを検討していただきたい。

その他の包括利益の開示

（税金費用の定義についてのコメント）

4. その他の包括利益に関する法人税等及び税効果に対して「税金費用」という用語を用いているが、IFRS 基準においては「税金費用とはある期の純損益の計算に含まれる当期税金と繰延税金の合計額をいう」と定義されている。そのため、税金費用の範囲が日本基準と IFRS 基準で相違し、実務が混乱する可能性があると考えられるため、税金費用の定義については慎重に検討していただきたい。
5. 改正包括利益会計基準案第 8 項において、税金費用は「法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金及びそれらに関する税効果の金額をいう」と文中定義されている。この点、第 8 項ただし書きにおける「税金費用の金額」という表現について、「税金費用」の定義に既に「金額」という表現が用いられているにもかかわらず、「税金費用の金額」という表現は「金額」が重複しているものと考えられることから、修正を検討していただきたい。

その他

(税効果適用指針の関連する定めについてのコメント)

6. 改正税効果適用指針案第 51 項 (3) の中で、「子会社に対する投資について親会社の持分変動による差額を直接資本剰余金に計上する場合」という表現が出てくるが、持分変動による差額を間接的に資本剰余金に計上する場合は想定されないのではないか。

以 上